公益社団法人日本語教育学会
BJT ビジネス日本語能力テスト特別委員会設置運営規程

制　　定　2018 年 12 月 22 日
　　2018 年度第 3 回理事会
一部改定　2020 年 3 月 22 日
　　2019 年度第 5 回理事会
一部改定　2021 年 6 月 20 日
　　2021 年度第 3 回理事会
一部改定　2022 年 3 月 27 日
　　2021 年度第 5 回理事会
一部改定　2023 年 3 月 26 日
　　2022 年度第 3 回理事会
一部改定　2024 年 3 月 17 日
　　2023 年度第 5 回理事会
一部改定　2024 年 12 月 22 日
　　2024 年度第 2 回理事会

（目的）

第1条　本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）定款第 42 条の規定に基づき「BJT ビジネス日本語能力テストのテストモニター業務および調査研究業務」を遂行するための BJT ビジネス日本語能力テスト特別委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び種別）

第2条　委員会は、理事会の議を経て、本学会の BJT ビジネス日本語能力テスト特別委員会として設置する。

2　委員会の設置期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

（所掌業務）

第3条　委員会は、BJT ビジネス日本語能力テストの日本語教育領域のテストモニター業務を所掌する。

2　BJT ビジネス日本語能力テストの評価指標に関わる調査研究業務を所掌する。

（委員）

第4条　委員は、理事会が委員会の所掌業務に寄与できる会員及びその他の学識経験者の中から選出する10名以内とし、会長が委嘱する。

（委員会の運営）

第5条　委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は、理事会の指名により、副委員長は委員長の指名により、選出する。

2　委員会における分科会の設置、所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、 委員会において決める。

（委員会の招集及び議事）

第6条　委員会の招集は、委員長が行う。

2　委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3　委員長は、委員会業務の進捗状況を適宜理事会及び常任理事会に報告するものとする。

（費用及び報酬）

第7条　委員には、業務に関わる交通費等の費用を支払う。

2　受託費用の範囲内において、会議出席謝金等の報酬を支払うことができる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、学会事務局において行う。

（雑則）

第9条　本規程の実施に必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

本規程は、2019年4月1日から施行する。

附　則

本規程の改定は、2020年4月1日から施行する。

附　則

本規程の改定は、2021年7月1日から施行する。

附　則

本規程の改定は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

本規程の改定は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

本規程の改定は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。